

一時保育事業について

1 一時保育事業に対する国、都の考え方

子ども家庭在宅サービス事業の中の1事業と位置づけている。

- 1) ショートステイ事業
- 2) トワイライトステイ事業
- 3) 一時保育事業

	A型(国制度)	B型(都制度)
事業内容	① 非定型的保育 ② 緊急保育 ③ 体験保育 ④ 私的事由保育	左記に同じ
対象	児童福祉法第24条に基づく保育所に入所していない就学前の児童で前記(1)から(4)のいずれかの項目に該当する児童	左記に同じ
設備及び運営	①既設の保育所内に専用の部屋を確保(隣接する児童館等の公共スペース利用も可) ②該当保育担当保母配置 ③保育児童数おおむね10人 ④保育時間は日中8時間以内が原則	①既設の認可保育所、保育室、家庭福祉員において、設備及び保母の配置が都の基準を満たしている施設 ②通常保育の保母があたる ③保育児童数の空きの範囲内 ④保育時間は日中8時間以内が原則

2 豊島区の一時保育事業と緊急一時保育の違い

	一時保育	緊急一時保育
保育施設	巣鴨第2保育園	全保育園(各々の園の定員の範囲内)
保育日時	①月曜日から金曜日(国民の祝日、年末年始を除く) ②午前9時から午後5時 ③1時間単位で保育	①月曜日から土曜日(国民の祝日、年末年始を除く) ②午前8時30分から午後5時
保育期間	1週間3回まで	1ヵ月以内
定員	1日おおむね10名	1保育園につき1名(兄弟関係は除く)
保育料	1時間 500円	日額 1,300円
利用できる児童	保護者が下記の状態にある満1歳から就学前の集団保育可能な豊島区在住の児童 ①保護者が通院、冠婚葬祭、ボランティアPTA、就労、通学等により家庭における保育が一時的に困難になった時	保護者が下記の理由で一時的かつ緊急に保育を必要とする生後8週経過後から就学前の健康な児童 ①保護者が死亡、行方不明等不在の時 ② " 病气、出産等で入院の時 ③家族が入院し保護者が看護にあたる時 ④災害時の復旧作業に従事している時 ⑤保護者が葬儀を主催または出席する時

3 一時保育事業の経緯

- ① H9. 1月 豊島区基本計画 豊島区計画事業実施計画 子どもの家庭支援センターの設置
- ② 3月 『子ども家庭支援豊島プランー豊島区児童福祉計画ー』策定
II 子育て支援活動の推進・ 2. 子ども家庭支援センターの設置
(11年度; 保育園跡に1カ所設置)
3. きめ細かな保育サービスの提供
⑤一時保育
- ③ 11/18 第7回サービス事業開発検討会※
・一時保育事業(素案)作成 → 園長会、保育園分会提示資料
(※子育て支援課長を会長とし関連現場の職員及び児童福祉推進主査・
子育て事業主査により構成)
- ④ 11/27 一時保育事業の実施場所を西巣鴨第1保育園から巣鴨第2保育園に変更
(廃園予定園の意向調査の結果により)
- ⑤ 12/9・10 園長会・保育園分会にサービス事業開発検討会より素案提示
- ⑥ H10 1/9 巣鴨第2保育園との話し合い(一時保育実施のための条件)
- ⑦ 1/13 第8回サービス事業開発検討会
1/9の話し合いのなかから出された問題点を検討
- ⑧ 1/19 検討結果巣鴨第2保育園長に書面にて送付
- ⑨ 3/5 広報としま『平成10年度予算案の主な新規・拡充事業』のひとつとして
掲載
- ⑩ 4 一時保育事業検討会設置(実施にむけての具体的体制づくりのためサービス
事業開発検討会より移行 構成メンバー: 子育て支援課長・管理課長・巣鴨
第2保育園長及び主任・子育て支援課管理係長・子育て事業主査)
- ⑪ 4/21 現時点までの確認事項のまとめを巣鴨第2保育園および保育園分会に提示
- ⑫ 4/23 第1回一時保育事業検討会
- ⑬ 4/27 巣鴨第2保育園保護者宛おしらせ(5/1付)作成
- ⑭ 5/7 第2回一時保育事業検討会
- ⑮ 5/12 第1回巣鴨第2保育園在園児保護者説明会(主催: 子育て支援課)
- ⑯ 5/14 巣鴨第2保育園職員会議実施
- ⑰ 5/27 巣鴨第2保育園在園児保護者説明会(主催: 巣鴨第2保育園)
- ⑱ 6/2 第2回巣鴨第2保育園在園児保護者説明会(主催: 子育て支援課)
- ⑲ 6/5 アンケート調査実施
- ⑳ 6/9 子育て事業主査と父母会代表との話し合い
- ㉑ 6/16 第3回巣鴨第2保育園保護者説明会(主催: 子育て支援課)

4 今後の予定

- 1 6月25日号広報としま掲載
2 7月事業開始予定

5 一時保育事業に関するアンケート調査・まとめ

対象家庭数 — 25 アンケート回収数 — 21

《問1 一時保育実施にあたって問題と思われる点、ご要望をお書きください。》

- (1) 在園児保護者への説明会の時期が遅すぎた。 3
(通知から実施までの時間が短すぎる)
- (2) 一時保育事業開始時期の問題 8
 - ・来年度から (5)
 - ・9月から (1)
 - ・不安要素解消後 (2)
- (3) スペースに関するもの 10
 - ・在園児のスペースが狭くなる (8)
 - ・完全に分離せよ (2)
- (4) 改修工事に関するもの 3
 - ・工事費の無駄 (2)
 - ・騒音・危険 (1)
- (5) 一時保育利用者の出入りに関するもの 5
 - ・時間単位のあずかり反対 (2)
(半日or一日単位とする)
 - 半日単位なら登降園時に保護者同志の触れ合いができる。
 - 一時保育のお迎えによる在園児の動揺
 - ・お昼寝時間にかかる受け入れは在園児に悪影響
 - ・門を別にせよ(在園児の目に触れないところ) (2)
- (6) 一時保育実施方法に関するもの 2
 - ・緊急一時保育のなかに組み込む
 - ・休日、夜間保育まで拡大して在園児も利用出来るようにする。
- (7) その他 3
 - ・現場の保母の意見を尊重し、現場サイドの決定事項がスムーズに遂行出来るようにすること。
 - ・初めて親から離れる子にとって楽しく過ごしている在園の子どもたちは助けになれると思う。
 - ・父母と保母の話し合いで済むことは沢山ある。

《在園児の保育に関して留意すべき点をお書きください。》

- (1) 職員に関するもの 12
 - ・一時保育用の職員配置をすること (3)
 - ・現職員の負担が増える (6)
 - その結果 在園児に目が行き届かなくなる
 - ・職員の関心が一時保育児に行ってしまう。(1)
 - ・職員の手が一時保育に取られてしまう (1)
 - ・職員の意見を尊重すること。(1)
- (2) 健康面に関するもの 5
 - ・病気等の感染に注意 (3)
 - ・医者診断書必要 (1)
 - ・午睡時の一時保育児の泣き声等による影響 (1)
- (3) 改修工事に関するもの 9
 - ・工事費の無駄 (1)
 - ・工事による在園児への悪影響 (6)
(騒音・危険)
 - ・遊び場が制限される (2)

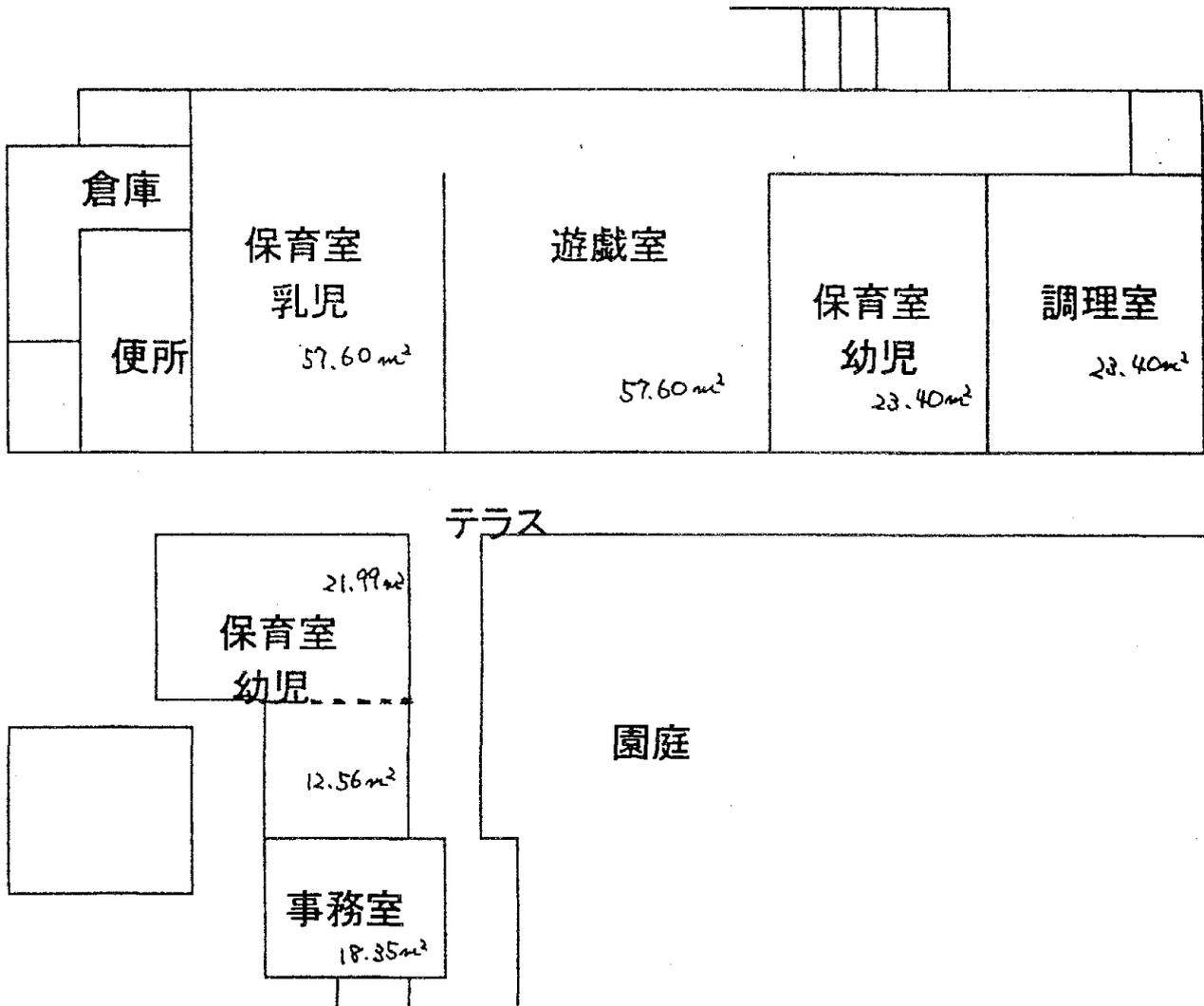
- (4) スペースに関するもの 5
- ・スペースが狭くなる (2)
 - ・同じ敷地内では行けない所を納得させるのはむずかしい。
 - ・狭い思いをさせないよう工夫と努力をしてほしい
 - ・部屋が狭くなりびのびと遊べない
- (5) 一時保育利用者の出入りに関するもの 6
- ・一時保育児のお迎えによる在園児への影響
 - ・門の出入りに注意
 - ・午睡が妨げられる
 - ・目的を持った活動時への影響
 - ・人の出入りが多くなるので心配
 - ・在園児の目に触れない所に出入口を設置
 - ・門の戸締りに注意
- (6) 在園児への精神的影響 5
- ・在園児の一時保育児に対する羨望感
 - ・在園児の優越感
 - ・一時保育児の存在による差別感
 - ・お迎えによる動揺
 - ・在園児が一時保育児を優しく迎えてあげられるよう指導してほしい。
- (7) その他 4
- ・実施後、弊害が出れば一時保育の定員の見直しをする。
 - ・夏場のプールあそびについて心配
 - ・在園児の不利益になることはない。(2)
(在園児の方が友達関係が来ているのだから)

《問3 一時保育事業をはじめその他子育て支援策に対するご提言があり指したらお書きください》

- (1) 一時保育のあり方に関するもの 5
- ・緊急一時保育の枠を拡大させ全国で実施
 - ・他の場所でも実施 (2)
 - ・在園児と一時保育児の積極的交流反対
 - ・他の施設でも実施(区民の選択の可能性大)
- (2) 仕事の進め方に関するもの 6
- ・官僚主義的やり方が問題
 - ・慎重に進めてほしい(時間をかけて等)
- (3) その他 4
- ・女性が働き続けられる施策の方が有効な施策
 - ・子どもにとって一時保育が良いものなのか疑問(2)
 - ・保育園の人数枠を増やしたほうがよい
 - ・ニーズに応える子育て支援策のひとつとして新しい規格の保育園があってもよい

施設及び設備に関する事項

- 開園 昭和36年7月1日
- 園舎平面図



区分	室数	面積(m ²)	区分	室数	面積(m ²)
保育室	2	92.150	便所	1	10.580
遊戯室	1	57.600	その他		45.060
乳児室	1	23.400	計		270.540
調理室	1	23.400			
事務室	1	18.350	屋外遊戯場		383.150

一時保育の

しおり



一時保育とは？

保護者が通院、冠婚葬祭、ボランティア、PTA、就労、通学等により、家庭における保育が一時的に困難になる児童を時間単位で預かる保育サービスです。

利用できる児童は？

公立や私立の保育園に入所していない区内にお住まいの家庭の集団保育可能な満1歳以上の就学前児童です。

保育時間は？

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9:00～午後5:00
1時間単位でお預かりします。

保育料は？

1時間 —— 500円
500円×時間数（申込時間を超えた場合は追加料金を時間単位で徴収します。）
生保・住民税非課税世帯は1/2となります。（証明が必要です。）

支払い方法は？

保育終了後、園にて納付書をお渡ししますので、金融機関でお支払いください。

実施保育園は？

巣鴨第二保育園
豊島区南大塚2-9-1（*地図参照）

申込方法は？

まず最初に ⇒ 児童女性部子育て支援課管理係へおいでください。

- ・利用希望日の1カ月前から2日前までの間に、希望の日時を一時保育事業利用申請書にご記入のうえ保険証等を必ずお持ちください。
- ・緊急の場合はご相談ください。
- ・空き状況によってはお受け出来ない場合もあります。

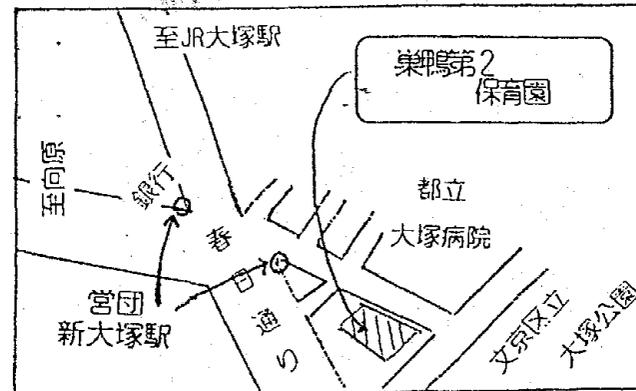
申請用紙は、子育て支援課又は最寄りの児童館、出張所、保健所、保育園、図書館の窓口にあります。

次に ⇒ 利用決定の場合、次の用紙をお受け取りください。

- ①一時保育事業利用決定通知書
兼 引き取りカード
- ②健康チェック表
- ③持ち物チェック表

⇒ お子さんと一緒に保育園へおいでください。

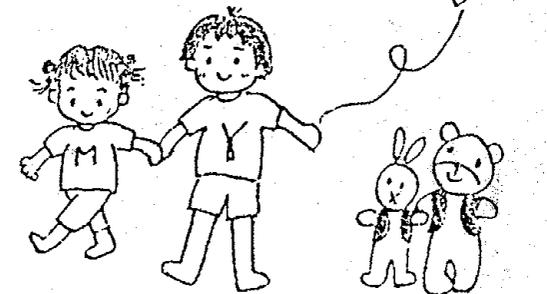
- ①②③の用紙・必要な持ち物をお忘れなくお持ちください。
- *申し込んだ時間の厳守をお願いします。



《一時保育の約束》

- ・お子さんの体調は大丈夫ですか？健康チェック表に記入の上おもちください。（体調が悪い場合や感染症の疑いがある場合にはお預かりできません）
- ・登園、降園は必ず保護者が付き添ってください。保護者以外の方がお迎えのときは、事前にその旨ご連絡ください。
- ・緊急連絡先を必ず明記しておいてください。
- ・服装は、活発に動ける、汚してもかまわないものにしてください。
- ・持ち物
持ち物チェック表に添って準備してください。当日、持ち物チェック表もお持ちください。
お弁当
(11:00から1:00に預ける方で必要な方はお持ちください。)
- *全ての衣類、持ち物に記名しておいてください。

◎申し込んだ時間は厳守してください。方が一遅れる場合は、必ずご連絡してください。



《一時保育の生活》



お申込・お問い合わせは

豊島区役所
児童女性部
子育て支援課

☎ 3 9 8 1 - 2 1 0 9

☎ 3 9 8 1 - 1 1 1 1

(内) 2 7 2 2

2 7 3 ■